神山町地域福祉計画

〈計画期間:令和4年度~令和8年度〉

令和4年3月 神山町

目次

第 章 計画の概要について	I
l はじめにl	١
2 計画策定の背景と目的	4
3 計画の位置づけ5	5
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
第2章 神山町の地域福祉を取り巻く現状	3
I 人口および世帯数の状況8	
2 子ども・高齢者・障がい者・外国人等の状況13	3
3 支援等を必要とする人の状況	7
4 社会福祉資源の状況20	C
5 地域福祉を取り巻く課題22	2
第3章 計画の理念と体系	ó
I 計画の基本理念	
2 計画の基本目標27	7
3 施策の体系29	7
第4章 施策の展開30)
基本目標 地域に関心を持ち 行動できる「人づくり」30	
- 地域福祉の担い手の育成	
I - 2 地域福祉に対する意識の醸成	2
基本目標2 見守り 支え合い つながる「地域づくり」33	3
2-I 地域における交流と協働の場づくり33	3
2-2 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	5
2-3 防災対策の推進38	3
2 - 4 防犯・安全対策の推進40	C
基本目標3 安心して安全に暮らせる「仕組みづくり」42	2
3-1 包括的な相談・支援体制の構築42	2
3 - 2 情報提供の充実45	5
3-3 権利擁護体制の充実46	
3-4 自殺対策の推進〔神山町自殺対策計画〕48	3
3-5 更生支援の推進〔神山町再犯防止推進計画〕5	I
3-6 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり53	3
第5章 神山町成年後見制度利用促進基本計画54	4
I 計画の概要54	4
2 基本的な考え方及び目標等56	5
第6章 計画の推進について5 ^c	7
I 協働による計画の推進	
2 計画の進行管理	

第1章 計画の概要について

1

はじめに

(1) 「地域」とは

地域福祉を進めていく上での「地域」のとらえ方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なります。

町全体で取り組むこと、町内各地区で取り組むこと、住民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、地域を重層的に捉え、それぞれのエリアにおいて、効果的な活動を図ることが重要です。

(2)「福祉」とは

「福祉(Welfare)」とは、幸福(しあわせ)のことです。また、生活をしていく上で何らかの支援を必要とする特定の人にサービス等を提供し、誰もが安全に安心して暮らせる"幸福(しあわせ)な生活"を維持していくことが、「社会福祉(social-welfare)」という考え方です。

(3)「地域福祉」とは

「社会福祉」は支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、"地域に住む誰もが"、"地域で"、その人らしい生活を送れるよう、住民、ボランティア、NPO、事業者、町、社会福祉協議会等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

「暮らしやすい地域づくり」を進めるためには、日頃、日常生活の身の回りで発生する 問題を解決していかなければなりません。

このとき、自分のことを自分でする(自助)、お互いに不足部分を補い合うボランティアや住民同士が支え合う(互助)、支え合いのシステムである社会保障制度及びサービスを利用する(共助)、生活保護など専門的な福祉サービスを利用する(公助)という、「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方が重要となってきます。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、この「自助」「互助」「共助」「公助」を踏まえた"地域の助け合いによる福祉"が「地域福祉」の趣旨です。

(4)「地域共生社会」とは

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方が重要となっています。「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を『我が事』として主体的にとらえて、包括的に『丸ごと』受け止めて課題解決に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

■地域共生社会の実現に向けた国の動向

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年 9 月)

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)の必要性を提示。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示す



「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、子ども・高齢者・障がいのある人など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱



「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(平成 28 年 7 月)

地域力強化検討会の設置(平成28年10月)

地域力強化検討会 最終とりまとめ(平成29年9月)

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめとして、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉(支援)計画で各福祉分野に共通して取り組むべき 事項等を提示



「社会福祉法」の改正(平成29年5月成立、6月公布、平成30年4月施行)

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法」も改正。「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、市町村による包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の充実について規定



地域共生社会推進検討会の設置(令和元年5月)

地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(令和元年 12 月)

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示



「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

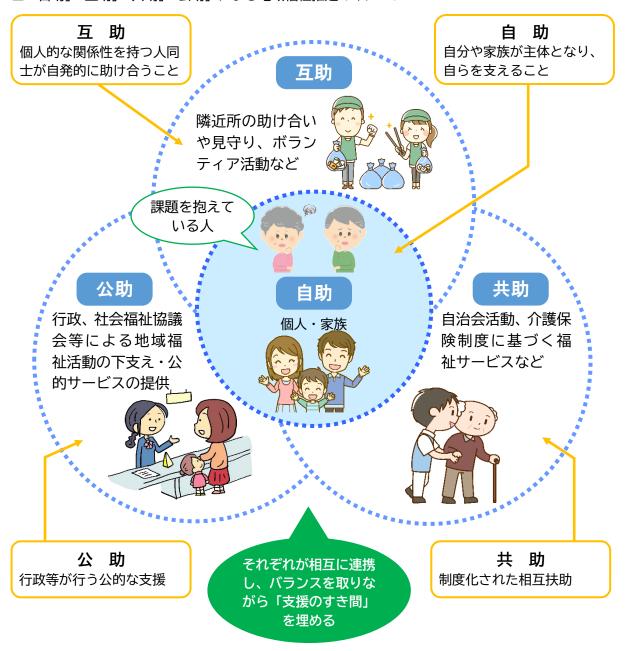
(令和2年6月成立、公布、一部を除き令和3年4月施行)

地域共生社会の実現を図るため、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が 地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関連 する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等について規定

(5)「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方

地域福祉を進めるときに重要となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。 地域での様々な課題や困難に対して、まずは個人や家族が解決することを「自助」といいます。それだけでは解決できない場合に、隣近所の助け合いや支え合いで解決すること を「互助」、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで対応することを「共助」といいます。さらに、行政等が公的支援で解決することを「公助」といいます。

■「自助」「互助」「共助」「公助」による地域福祉推進のイメージ



2

計画策定の背景と目的

近年の社会経済情勢の変化や、少子高齢化、家族形態の変化等により、住民の意識や価値 観が多様化するとともに、地域住民相互のつながりが希薄化するなど福祉を取り巻く環境は 大きく変化してきました。

このため、高齢者の孤立死、子育て家庭の孤立、児童虐待、配偶者等からの暴力、ひきこもり、高齢の親と無職の子どもの家庭の「8050 問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」などの新たな社会問題が発生してきています。それらの問題を解決するためには、公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっています。

国ではこれまで、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象に応じた福祉制度を整備し、 支援を求める人への取り組みを充実させてきました。しかし今後は、上記のような社会や地 域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」を実 現していくことが求められます。そのためには、住民一人ひとりが地域や福祉を「自分ごと」 として捉え主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体 制を整備していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、本町においては、地域の特性や実情を踏まえながら、多くの住民 や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした地域 福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本的な指針として「神山町地域福祉計 画」を策定します。

●感染症対策と地域福祉について

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中、感染防止のために人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は人と人とのつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も中長期的に感染防止に取り組みながらの生活が求められる中、これまでのつながりを継続し、今まで以上に深刻な状況に陥っている人に手を差し伸べるためにも、インターネット等の活用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について検討していく必要があります。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられます。

既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、神山町に暮らす すべての住民を対象とした、地域における福祉活動を進めるための基本計画となります。

社会福祉法 (抜粋)

(市町村地域福祉計画)

- 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき 事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画

本計画を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含するものとして位置づけます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

- 第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3) 自殺対策計画

本計画を、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の「当該市町村の区域内における自殺対策についての計画」を包含するものとして位置づけます。

自殺対策基本法 (抜粋)

(都道府県自殺対策計画等)

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(4)再犯防止推進計画

本計画を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を包含するものとして位置づけます。

再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の 防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(5) 関連計画との整合性

本計画は、町全体の指針となる「まちの基本方針」との整合を図ります。また、社会福祉 法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、「神山町 子ども・子育て支援事業計画」「神山町障害福祉計画・障害児福祉計画」「神山町介護保険事 業計画・高齢者保健福祉計画」などの他の計画とも整合を図りながら策定します。

■本計画と関連計画との関係

まちの基本方針



神山町成年後見制度利用促進基本計画

神山町地域福祉計画

神山町自殺対策計画

神山町再犯防止推進計画

地域福祉推進の理念の共有

そ の 他 関連計画 神山町介護保険事業計画・ 高齢者保健 福祉計画

神 山 町 障 害 福祉計画・障害 児 福 祉 計 画 神山町子ども・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画

4

計画の期間

本計画は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とし、5 年後に見直しを行います。

5

計画の策定体制

(1) 策定委員会の開催

計画を検討する場として「神山町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の審議、検討を行いました。

(2) 関係団体・事業者及び各行政担当者に対する調査

地域組織、社会福祉法人・団体等、地域福祉に係る活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見を聴取するための調査を実施しました。

また、子育て、高齢福祉、介護保険、障がい福祉等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、各行政担当者に調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

神山町地域福祉計画策定委員会において検討し、作成した計画素案を住民に公表し、広 く意見を求めることを目的に実施しました。

第2章 神山町の地域福祉を取り巻く現状



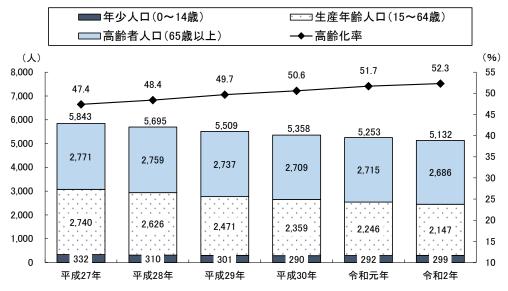
人口および世帯数の状況

(1)人口の状況

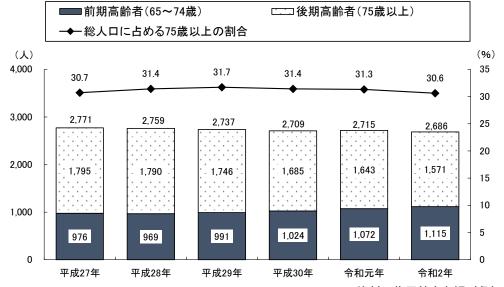
本町の総人口は減少傾向にあり、年齢 3 区分別にみると、特に生産年齢人口の減少が顕著にあらわれています。そのため、高齢化率は平成 30 年以降 50%を超えて上昇しており、近年では半数以上が高齢者という状況が続いています。

後期高齢者数は減少傾向にありますが、総人口も同様に減少傾向にあるため、75 歳以上 の高齢者の割合は大きな変動はみられず、おおむね30%台で推移しています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



■高齢者人口の推移



資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

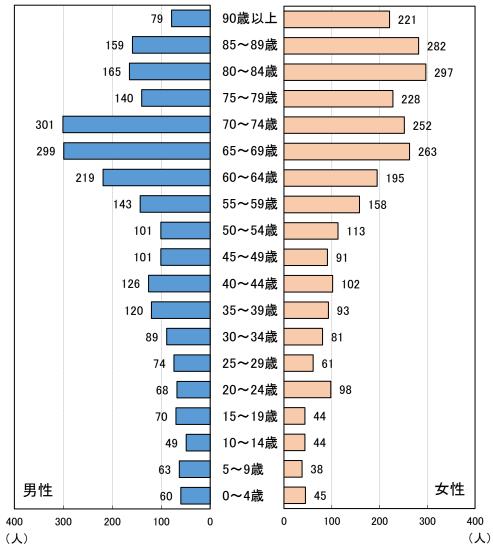
(2) 人口ピラミッド

本町の性別・年齢 5 歳区分別の人口構成は、男女ともに $65\sim74$ 歳が多く、さらに女性では $80\sim89$ 歳の年齢層も多くなっています。

2022 年(令和4年)には、団塊の世代が75歳以上になり始めることから、今後は後期高齢者の増加が見込まれます。

一方、男女ともに 20 歳未満の人口が少なく、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■人口ピラミッド(令和2年9月末現在)

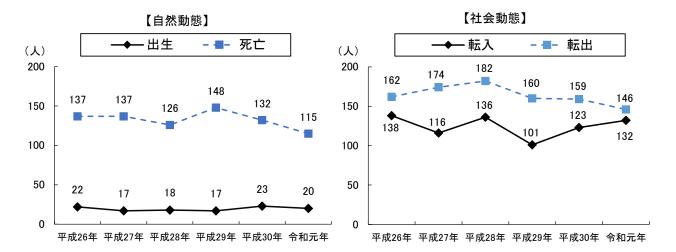


資料:住民基本台帳

(3) 自然動態と社会動態

本町の人口動態は、出生から死亡を差し引いた自然増減、転入から転出を差し引いた社会増減は、いずれの年もマイナスであり、人口増減は平成26年から令和元年にかけてマイナスが続いています。

■自然動態と社会動態の推移



単位:人

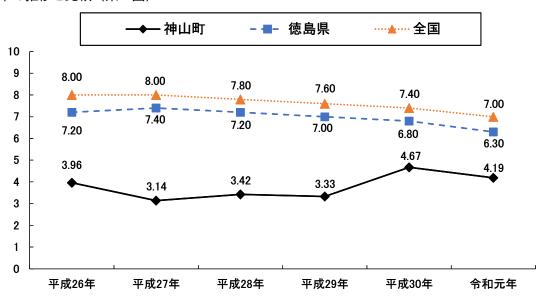
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出生	22	17	18	17	23	20
死亡	137	137	126	148	132	115
自然動態	▲ 115	▲ 120	▲ 108	▲ 131	▲ 109	▲ 95
転入	138	116	136	101	123	132
転出	162	174	182	160	159	146
社会動態	▲ 24	▲ 58	1 46	▲ 59	▲ 36	▲ 14

資料: 徳島県人口移動調査年報

(4) 出生率の推移と比較

本町の出生率は、増加と減少を繰り返しながら推移しており、令和元年では 4.19 となっています。また、徳島県や全国と比較すると、低い水準で推移していることがわかります。

■出生率の推移と比較(県・国)

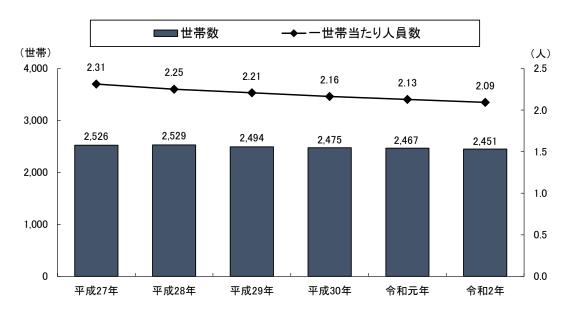


資料: 徳島県市町村別指標、人口動態統計(全国、県)

(5)世帯数の推移

本町の世帯数は、緩やかな減少傾向にあり、令和 2 年では 2,451 世帯となっています。 一世帯当たり人員数も減少傾向にあり、令和 2 年では 2.09 人となっています。

■世帯数、一世帯当たり人員数の推移

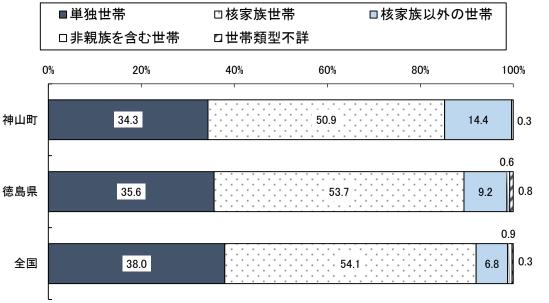


資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

(6)世帯構成比の比較

本町の世帯構成比は、核家族世帯が 50.9%で半数以上を占めています。また、徳島県や 全国と比較すると、単独世帯、核家族世帯の割合が低く、核家族以外の世帯の割合が高く なっています。

■世帯構成比の比較(県・国)



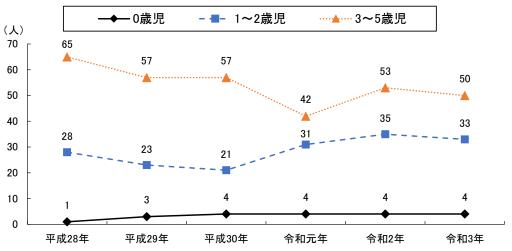
(2)

子ども・高齢者・障がい者・外国人等の状況

(1)保育所利用児童数の推移

保育所利用児童数については、3~5歳児は減少傾向にあり、1~2歳児は微増傾向にあります。0歳児については、近年は4人で推移しており、大きな変動はみられません。

■保育所利用児童数の推移



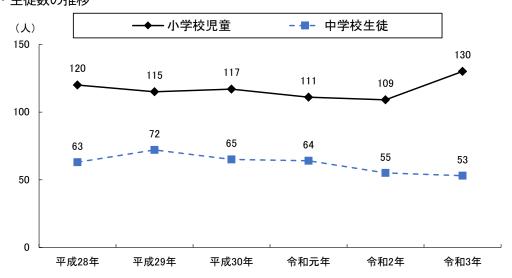
資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

(2) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数については、小学校児童数は増減を繰り返しつつ推移しており、令和3年では130人と直近6年間で最も多くなっています。一方、中学校生徒数はおおむね減少傾向にあり、令和3年では53人と直近6年間で最も少なくなっています。

また、第2期神山町子ども・子育て支援事業計画においては、年少人口比率が上昇し、年 少人口が横ばい傾向で推移すると見込まれています。

■児童・生徒数の推移

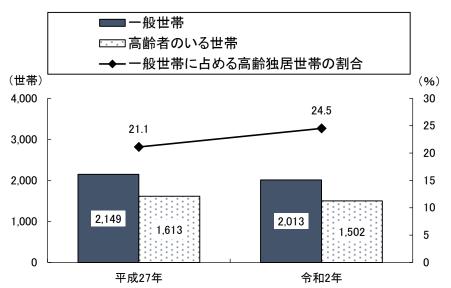


資料:健康福祉課(各年5月1日現在)

(3) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯数は、平成27年から令和2年にかけて100世帯以上減少しています。 一方、一般世帯に占める高齢独居世帯の割合は、5年間で3.4ポイント上昇しています。

■高齢者のいる世帯数

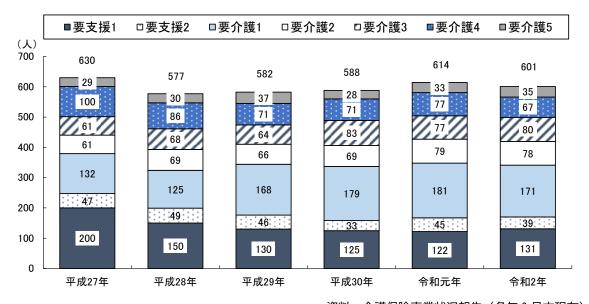


資料:国勢調査(R2年)

(4) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数は、平成28年から増加傾向にありましたが、令和2年では前年よりや や減少しています。また、要介護度別にみると、平成27年から令和2年にかけて、要支援 1、要介護4は減少傾向にあるのに対し、要介護1、2、3は増加傾向にあります。

■要介護等認定者数



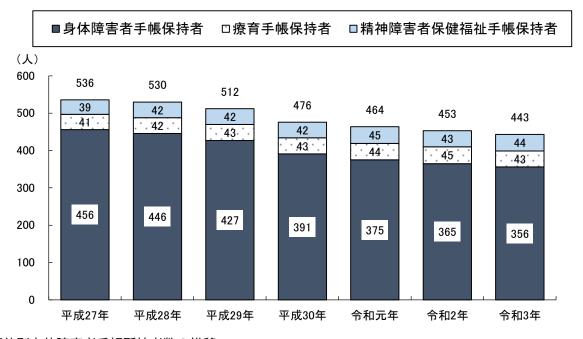
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

(5) 障害者手帳所持者数の推移

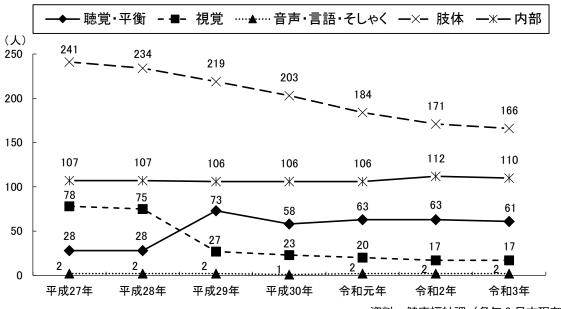
障害者手帳所持者数は減少を続けており、平成27年の536人から令和3年には443人と93人減少しています。障がい種別にみると、身体障害者手帳保持者は大きく減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者はともに微増しています。

また、身体障害者手帳所持者を障がい部位別にみると、「視覚」、「肢体」は平成 27 年から令和 3 年にかけて大幅に減少しています。また、「聴覚・平衡」、「内部」は平成 30 年以降緩やかな増加傾向にあり、「音声・言語・そしゃく」は 1~2 人で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移



■部位別身体障害者手帳所持者数の推移



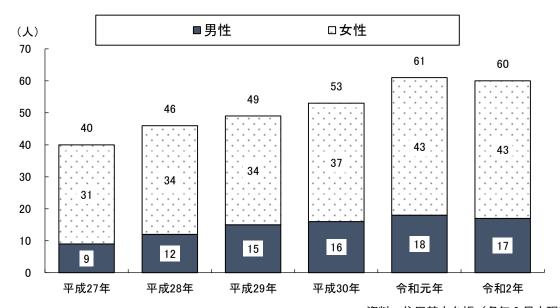
資料:健康福祉課(各年3月末現在)

(6) 外国人住民人口の推移

外国人住民人口は、平成 27 年以降増加傾向にあり、平成 27 年から令和 2 年にかけて 20 人増加しています。

性別にみると、女性の外国人住民が男性に比べて多く、平成 27 年の 31 人から令和 2 年には 43 人と 12 人増加しています。これに対し、男性の外国人住民は直近の 6 年間で、8 人の増加にとどまっています。

■外国人住民人口の推移



資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

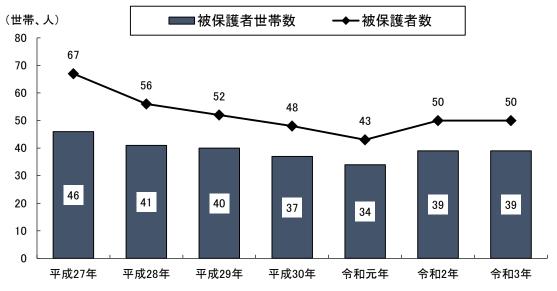
(3)

支援等を必要とする人の状況

(1) 生活保護の被保護者数・被保護者世帯数の推移

生活保護の被保護者数、被保護者世帯数ともに令和元年までは減少傾向にありましたが、 令和元年から令和2年にかけて増加しており、それ以降は横ばいの数値で推移しています。

■生活保護の被保護者数・被保護者世帯数の推移

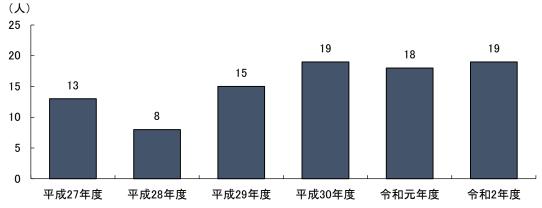


資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

(2) 生活困窮者自立相談支援

生活困窮者自立相談支援の推移をみると、新規相談者、新規相談件数ともに平成 27 年度 から令和 2 年度にかけて増加しています。

■生活困窮者自立相談支援に関する新規相談者数の推移



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規相談者数(人)	13	8	15	19	18	19
新規相談件数(件)	13	8	15	19	18	19

資料:健康福祉課(各年4月1日現在)

(3) 町長申立てによる成年後見制度の利用者数

町長申立てによる成年後見制度の利用者数は、平成28年度から令和元年度にかけて高齢者の利用が1~2名程度となっています。障がい者の利用については、直近6年間ではありません。

■町長申立てによる成年後見制度の利用者数の推移

単位:人

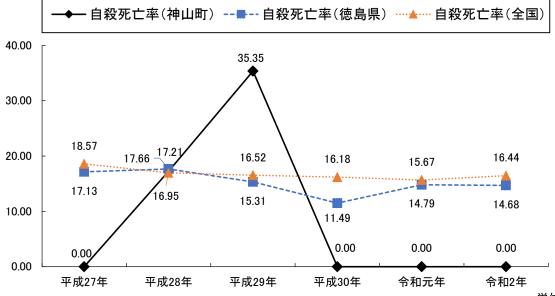
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	0	2	1	2	1	0
障がい者	0	0	0	0	0	0

資料:健康福祉課

(4) 自殺者数・自殺死亡率の推移

自殺者数は、平成28年に1人、29年に2人となっていますが、近年では0人となっています。また、自殺死亡率を徳島県及び全国と比較すると、平成29年が35.35と突出しています。

■自殺者数・自殺死亡率の推移



単位:人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自殺死亡率(神山町)	0.00	17.21	35.35	0.00	0.00	0.00
自殺死亡率(徳島県)	17.13	17.66	15.31	11.49	14.79	14.68
自殺死亡率(全国)	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44
自殺者数	0	1	2	0	0	0

資料: 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(住居地・自殺日ベース) ※自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数

(5) 再犯者数の推移

検挙人員は、徳島県、徳島名西警察署管轄とも近年は減少傾向にあります。

検挙人員に占める再犯者の割合は、刑法犯総数では概ね 5 割程度ですが、覚醒剤取締法 や大麻取締法ではさらに高い割合となっています。

■検挙人員の推移 単位:人

管轄	年	罪種別	検挙人員 a		b/a
目特		タド(主力)	快手八貝 d	うち再犯者 b	D/ d
		刑法犯総数	900	454	50.4%
	平成 29 年	覚醒剤取締法	22	20	90.9%
	十八 29 4	麻薬等取締法	0	0	_
		大麻取締法	9	7	77.8%
		刑法犯総数	817	425	52.0%
	平成 30 年	覚醒剤取締法	17	16	94.1%
	十成 30 牛	麻薬等取締法	0	0	_
徳島県		大麻取締法	15	5	33.3%
心西木	令和元年	刑法犯総数	701	366	52.2%
		覚醒剤取締法	9	7	77.8%
	774764	麻薬等取締法	3	0	0.0%
	令和2年	大麻取締法	15	9	60.0%
		刑法犯総数	609	304	49.9%
		覚醒剤取締法	12	10	83.3%
		麻薬等取締法	7	4	57.1%
		大麻取締法	16	10	62.5%

答辞	管轄年		検挙人員 a		b/a
長特	+	罪種別	1大子八兵 0	うち再犯者 b	D/ a
		刑法犯総数	114	67	58.8%
	平成 29 年	覚醒剤取締法	4	4	100.0%
	十八 29 十	麻薬等取締法	0	0	_
		大麻取締法	4	4	100.0%
		刑法犯総数	118	61	51.7%
	平成 30 年	覚醒剤取締法	5	5	100.0%
	十成 30 4	麻薬等取締法	0	0	_
 徳島名西警察署		大麻取締法	1	1	100.0%
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		刑法犯総数	127	55	43.3%
	令和元年	覚醒剤取締法	2	2	100.0%
	┲⋪⋏ ᠘	麻薬等取締法	0	0	_
	令和2年	大麻取締法	2	0	0.0%
		刑法犯総数	89	47	52.8%
		覚醒剤取締法	3	3	100.0%
		麻薬等取締法	1	1	100.0%
		大麻取締法	1	1	100.0%

資料:法務省高松矯正局提供データを基に神山町作成

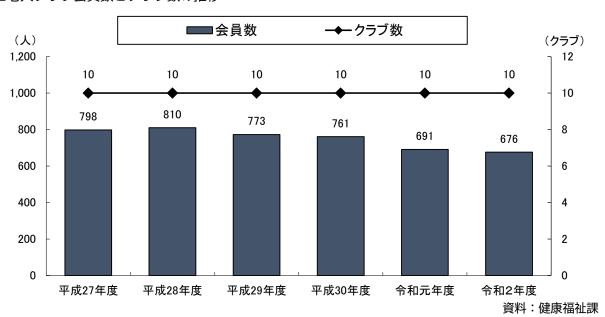
4

社会福祉資源の状況

(1) 老人クラブ

老人クラブについては、クラブ数には変動がみられませんが、会員数は平成 28 年度以降減少傾向にあり、平成 28 年度の 810 人から、令和 2 年度には 676 人と 134 人減少しています。

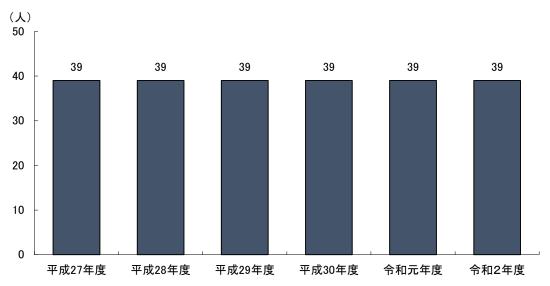
■老人クラブ会員数とクラブ数の推移



(2)民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数は、直近6年間では39人で推移しています。

■民生委員・児童委員数の推移



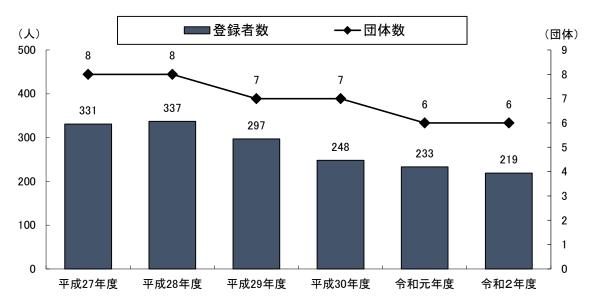
資料:健康福祉課

(3) ボランティア

ボランティア登録者数は減少傾向にあり、平成 28 年度の 337 人から令和 2 年度の 219 人へと 100 人以上減少しています。

また、団体数も減少傾向にあり、平成27年度の8団体から、令和2年度には6団体となっています。

■ボランティア登録者数と団体数の推移



資料:健康福祉課



地域福祉を取り巻く課題

関係団体・事業者に対する調査結果を以下のとおり整理しました。

分野	課題
	◆ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯は移動手段がなく、買物や
	ゴミ出し等に困っている。
	◆自分で運転することができなくなった高齢者は移動や暮らしが
	困難であり、免許返納することが滞りがちになる。
	◆後期高齢者世帯が多くなり、身体機能の低下、孤立化・閉じこも
	り、経済的困窮等の課題が深刻化している。
	◆今の自宅で住み続けにくくなってきている(段差、生活水の便が
 高齢者に関すること	悪い、病院・商業施設・公共機関まで遠い等)。
同野伯に因りること	◆認知症高齢者が増えている。
	◆医療・介護サービスの不足。
	◆高齢者同士のつながりが薄い。町内に他愛のない話をできる居心
	地のよい場所があればよい。
	◆シルバー人材センターに会員として入会してくれる人が少ない。
	◆定年退職後も働く人や個人活動をする高齢者が増え、老人クラブ
	への新規加入が促進できず、役員の高齢化が問題となっている。
	◆特殊詐欺の増加。
	◆通所サービスを受けるにあたり、随行等を行ってもらえない。
	◆作業所への通所手段。
	◆障がい者自身も高齢化しているため、作業所にいつまで通えるか
	不安。
	◆高齢者と同じで、ひとり暮らしが増えていて、通院や買い物に行
	くのも大変。
	◆何らかの障がいがあるにも関わらず、何のサービスも受けられず
 障がい児・者に関す	に生きづらさを抱えながら生活している方がいる。
ること	◆神山町内に相談支援事業所がないため、総合相談のみの利用者は
	少なく、町内に相談する場所が必要ではないか。
	◆この 10 年間で障がい者に対する偏見は少なくなってきているよ
	うに感じる。
	◆発達障がいによる不登校の状況があるケースに対して問題解決
	に向けて介入できるコーディネーター役の存在が明確でない。問
	題が起きた場合にその児童に関わる全ての関係機関が 1 人の児
	童・生徒について情報共有・問題解決に向けた話し合いができる
	機会・システムが少ない。

分野	課題
障がい児・者に関す ること	◆家庭環境の変化や経済的困窮等様々な事情を抱えた家庭環境では、保護者の負担が増加し問題解決が困難な状況。◆地域で必要な療育等支援を受けられる事業所がない。◆就労・医療などの支援を要する場合、地域外でなければ受けられない。◆個別に支援が必要な子どもの増加。
子ども・子育てに関すること	 ◆少子化による出生率の減少、子育てと仕事の両立の難しさ。 ◆子どもの貧困、貧困の連鎖。 ◆「鮎喰川コモン」ができてから、子育てがいい方向に変化しているが、場所が遠くて利用できない、コモン内での約束事の徹底が難しいなど課題もある。 ◆人口減少に伴い、近所で子ども同士が遊び合うことが難しくなっている。 ◆町域が広い中でスクールバスを利用する児童は、家庭と学校の行き来で、通学時に地域の人と出会う機会や寄り道する機会が減っている。 ◆ファミリーサポートセンターの提供会員登録者が少なく、利用希望があっても利用が難しい状況。 ◆引きこもりや学校に合わない子ども達の受け皿となる居場所があればよいと思う。 ◆三世代交流の機会が少ない。
若者に関すること	 ◆晩婚化、未婚者の増加。 ◆フリーターの増加。 ◆コミュニケーション・情報収集の仕方の変化(スマホ社会)。 ◆若い移住者にずっと長く住んでもらいたいが、残る方ばかりではない。就労場所が少ないなど不便を感じるのだと思う。 ◆高校進学とともに町外の高校へ進学し、町で過ごす時間が減少する。大学では県外へ出る方が多く、高校進学以降の町とのつながりが希薄になりやすい。 ◆若者の居場所や交流を持てる場所・機会がない。 ◆8050 問題が深刻化してきている。親の世代が高齢化し、仕事をせている。
と	ずに家にいる子どもの存在が表に出てくるケースが増えてきている。 ◆障がい者に対する権利擁護は他市町村に比べ遅れているように感じる。障がい者の権利が守られ、適切な支援やサービスが受けられるように繋ぐための窓口が必要。

分野	課題
	◆町民は良くも悪くも保守的な傾向があり、人権意識は決して高く
	はない。
	◆人権相談などがあるが、小さな町では個人が特定されてしまい相
	談がしにくい。
	◆子どものいじめ問題、障がい者や日本に住む外国人に対する差
 人権に関すること	別。
) (IET-124) G - C	◆いつまでも育った地元で生活を送りたい人が多いが、身元を引き
	受けてくれたりする方がいない、もしくはいても遠方などの方だ
	ったりと、最後まで見守ってくれる人が少ない。その時に成年後
	見制度など必要な支援があれば暮らせると思うこともある。
	◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人権の考え方をよ いいましてに動したいない。
	り注意して行動しなければならなくなった。
	◆町内で継続して健康体操や筋力アップできる場所等を設置し、健
健康・医療に関する	康寿命を延ばすことで、医療費軽減につなげる必要がある。
こと	◆医療・介護に携わる人材が高齢化しており、次世代の人材育成が 必要。
	※安。 ◆コロナ禍となり、生活福祉資金の貸付も急増していることから、
	→コロケ禍となり、主宿僧位真霊の真竹も志墳していることがら、 経済的に悪化している世帯が一層増加していると思われる。
 就労・経済に関する	◆社会福祉協議会でも就労支援をしているが、高齢者の就労支援や
こと	車を持たない方への支援は難しい。
	◆「フードハブ・プロジェクト」のようなところで、障がい者の仕
	事を見つけられるような取り組みがあればよい。
	◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、地域活動ができな
	くなっている。
	◆高齢化の進展により地域の力が弱くなっており、今まで通りの地
	域活動やボランティア活動の継続が難しくなりつつある。
	◆現役世代にとっては、身体を休めるべき休日にボランティア活動
	を行うのは厳しく、行政の支援が課題であると思う。
地域活動・ボランテ	◆地域活動・ボランティア活動とも高齢者が主な担い手となってお
ィア活動に関するこ	り、十分な活動ができなくなってきている。若い世代への世代交
2	代が必要だが、シニア世代の担い手が不在。若い世代が担うには
	仕事になる必要がある。
	◆参加するメンバーが固定化されており、新しい担い手がいない。
	◆障がい者は一般の人より行動範囲が狭く、ボランティア活動に参
	加しにくい部分があるので、もっと積極的に地域活動に参加でき
	るような環境を作ってほしい。
	◆家事支援のボランティア組織が少ない。

分野	課題
防犯・交通安全に関すること	◆子どもの通学路に関し、十分な歩道が確保されておらず、スピードを出している車がすぐそばを通り抜けていく状況がある。徒歩通学の場合、一人で帰る道のりで何かあっても、家なども少ない場所では見守ってくれる人もいない場合がある。 ◆高齢者が起こす痛ましい事故や高齢者が被害者になる事故が増加しているので、高齢者向けの安全講習等があればよい。 ◆運転免許返納後の町内外への移動手段の確保や施策をもう少し
	▼建転先計及が高りが、の移動子技の確保で温泉ともプラし 充実してほしい。
防災・災害に関すること	◆災害発生時の避難協力者がいない方がいる。 ◆町民の防災への意識・関心が低いように感じられる。 ◆温暖化による大雨や地震による災害が増加しているので、高齢者、障がい者の避難の方法や避難場所等の情報発信をしっかりしてほしい。
道路・公園・公共施設 に関すること	◆小さい子どもが遊べる公園が少ない。 ◆障がい者や高齢者が安心して集える場所や公共施設が少ない。

第3章 計画の理念と体系

1

計画の基本理念

国は、制度及び分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と 人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らして いくことができる、包摂的な地域や社会をつくる「地域共生社会」を目指しています。

本計画においては、「みんなで支え合う 共生のまち 神山」を基本理念に掲げ、まちの基本 方針と地域福祉の概念を踏まえて基本目標を設定し、施策を展開することとします。そして、 地域に関わるすべての人と行政が一体となって、本計画と福祉関連の個別計画の実施による 総合的な福祉施策を推進し、住民が安心して生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

少子高齢化、核家族や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルの多様性にと もない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっている現在、「地域共生社会」の実現 のためには、「自助」「互助」の精神に基づいた住民同士による福祉活動の強化や、複合・複雑 化した支援ニーズに対応するための「共助」「公助」による包括的な支援体制の強化が重要と なります。

住民同士の支え合いが地域に定着し、持続可能な福祉のまちとなることをめざして 、この 基本理念のもと、総合的な福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

基本理念

みんなで支え合う 共生のまち 神山

2 計画の基本目標

計画の基本理念である「みんなで支え合う 共生のまち 神山」の実現に向けて、次の3つの目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1 地域に関心を持ち 行動できる「人づくり」

多くの人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことが できるきっかけをつくり、活動できる人を増やしていく取り組みが必要です。

そのため、地域福祉活動を担う人材が活躍できる地域づくりに努めるとともに、多様な 福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成を図ります。

施策の方向

- 1-1 地域福祉の担い手の育成
- 1-2 地域福祉に対する意識の醸成

基本目標2 見守り 支え合い つながる「地域づくり」

地域が抱える様々な課題や福祉ニーズは、そこで生活する人々が、地域の中で把握し、 解決を図っていくことが最も効果的であり、誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心し て暮らせる社会の実現のためには互いに支え合う活動を強化していくことが重要です。

身近な地域における多世代交流の機会を増やすとともに、地域課題の早期発見・早期対応、地域の防災や防犯といった観点から、お互いが見守り、支え合い、つながるような地域づくりを推進します。

施策の方向

- 2-1 地域における交流と協働の場づくり
- 2-2 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり
- 2-3 防災対策の推進
- 2-4 防犯・安全対策の推進

基本目標3 安心して安全に暮らせる「仕組みづくり」

誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるよう、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めるとともに、全ての住民が、安心して安全に暮らし続けることができるよう、あらゆる面でのバリアフリー化を進めます。

施策の方向

- 3-1 包括的な相談・支援体制の構築
- 3-2 情報提供の充実
- 3-3 権利擁護体制の充実
- 3-4 自殺対策の推進
- 3-5 更生支援の推進
- 3-6 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1

地域に関心を持ち 行動できる「人づくり」

1-1 地域福祉の担い手の育成

- ○本町では、少子高齢化や人口減少に伴い地域福祉活動の担い手不足が問題となっています。日常生活における地域での助け合い・支え合いのために、地域福祉に関する担い手の育成は喫緊の課題と言えます。
- ○福祉活動の担い手として、定年退職後の人の参加が期待されていますが、参加は十分とは言えない状況であるため、担い手の確保に向けて、退職された人だけでなく若い世代など幅広い年齢層の取り込みや、活動の負担軽減など参加しやすい環境づくりが課題となっています。
- ○これまでボランティア活動に参加したことのない人や、地域福祉に関心の低い若い世代 にも、ボランティアの情報が届くよう、情報発信の手法を工夫するなど、担い手となる 人のすそ野を広げ、多くの人に少しずつ協力してもらうことが重要です。

基本施策① ボランティアの育成

住民のボランティア意識の向上と担い手の育成のため、社会福祉協議会と連携して、 子どもから高齢者まで幅広い年齢層がボランティアに関われるよう様々な事業や支援を 行います。また、住民の多様な才能を地域福祉活動やボランティア活動に生かせる環境 づくりを進めます。

施策	内容
	◆地域でのボランティア活動への参加のきっかけとな
ボランティア活動への意識の	る学習機会の提供やボランティア体験機会の提供に
醸成	より、ボランティア活動への理解と意識の醸成を図
	ります。
	◆世代を問わず誰でも気軽に取り組めるよう、社会福
ボランティア活動の担い手の	祉協議会や各種団体等と連携して、各種ボランティ
育成	ア活動の担い手の育成とボランティア活動への参加
	を促進します。
	◆身近な地域でボランティア活動ができるよう、高齢
ボランティア活動の機会の拡	者、障がい者、子ども・子育て支援に関するボラン
大	ティアへの参加の機会や、サロン活動、居場所づく
	りを促進し、地域におけるボランティア活動の拡大
	を図ります。

基本施策② 地域福祉活動の担い手の育成

社会福祉協議会及び地域包括支援センター等を中心とした住民の様々な地域福祉活動の取組が行われていますが、関係団体においては、会員の減少や高齢化、団体を運営する役員の後継者問題など、活動の停滞に悩む団体もみられます。

福祉分野の活動や地域福祉を担う団体等への支援を充実するとともに、より多くの人が参加したくなる団体づくり、関係者が活動しやすい環境づくりを一層進め、地域における支え合い活動が安定的・継続的に確保されるよう、団体活動の活発化を図ります。

施策	内容
民生委員児童委員活動の充実	◆民生委員児童委員は、高齢化の進行や家族関係の希
	薄化、単身家庭の増加等、様々な問題がある中、地
	域の身近な相談相手として必要な支援を行います。
	◆地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育て
	や介護の悩みを抱えている方・障がいのある方・高
	齢者などのため地域住民の身近な相談相手となり、
	支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパ
	イプ役となるよう、委員への様々な福祉情報の提供
	や研修活動の充実を図ります。
老人クラブ連合会の活動の活 性化	◆老人クラブ連合会の各種活動(社会奉仕活動、教養
	講座の開催、健康増進への取組)に対する助成を行
	います。
	◆住民主体の通いの場や役場職員、学校等で認知症サ
	ポーター養成講座を開催し、認知症についての正し
認知症の当事者・家族を支え る担い手の育成	い理解、地域で見守る体制づくりを行います。
	◆地域包括支援センター職員や認知症介護実践リーダ
	ー研修修了者等を計画的にキャラバン・メイトとし
	て養成します。
	◆地域住民を対象に、介護予防や認知症等に関する知
高齢者生活支援サポーターの 養成	識や高齢者支援の知識を身につけ、支援の必要な高
	齢者を地域で見守る高齢者生活支援サポーターを養
	成します。
	◆研修終了後は通いの場等で高齢者の支援を行えるよ
	うフォローします。
シルバー人材センターへの支 援	◆定年後も高齢者がこれまでの経験で培ってきた知
	識・経験を活かして活躍できる環境を整備し、いつ
	までも社会の一員として役割を持って暮らし続けら
	れるよう、就労の場を提供するシルバー人材センタ
	ーの活動を支援します。

1-2 地域福祉に対する意識の醸成

- ○住民一人ひとりが支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成する ことは、地域共生社会の実現にとって必要不可欠です。誰一人取り残さないように、お 互いの生き方・考え方を認め合う、多様性を認め合えるまちづくりが求められています。
- ○住民一人ひとりが福祉に対する関心をさらに高めて地域づくりを促進する必要があることから、子どもやその親世代、高齢者等、あらゆる人に開かれた福祉の学びの機会を設けていく必要があります。

基本施策① 地域福祉に対する意識の醸成

障がいの有無、性別、年齢、国籍などに関わらず、お互いに理解し尊重し合うことができるよう、様々な機会を捉え積極的に啓発するなど、福祉意識や人権意識の醸成に努めます。

また、地域の一員であることを地域全体で認識できるよう、地域福祉活動への参加を呼びかけるとともに、誰もが地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

施策	内容
福祉意識の醸成	◆様々な広報媒体やイベントを通じて、ソーシャルイ
	ンクルージョン及びノーマライゼーションの理念の
	普及に努めます。
	◆高齢者や障がい者等の支援を必要とする人への理解
	を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意
	識の醸成を図ります。
	◆早い段階から福祉の意識を育むため、各学校等にお
	いて、児童・生徒を対象に福祉などの教育を行いま
	す。
 福祉教育の推進	◆自立し自分らしく生きるためには、子どもの頃から
(金色) (金色) (金色) (金色) (金色) (金色) (金色) (金色)	の自己肯定感の醸成や自分の考え方を持つことが重
	要です。一人ひとりが自分自身を見つめ、理解した
	うえで、他者への思いやりを持つといった福祉の意
	識を育んでいきます。
相互理解の尊重と情報発信	◆障がい者や要介護高齢者、被虐待児童などの心情や
	環境、認知症などの疾病について十分理解している
	とは言えない現状を踏まえ、障がいや疾病について、
	関係者ばかりでなく広く住民に理解が広がるよう多
	様な媒体を活用した情報発信に努めます。

基本目標2 見守り 支え合い つながる「地域づくり」

地域における交流と協働の場づくり 2 – 1

- ○地域の近所付き合いや助け合いが希薄化する中、サロンの開催や居場所づくりを行うこ とにより交流が促進されることが求められています。子育て世代の親、高齢者、障がい 者など、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう支 援する必要があります。
- ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」に対応してい くことが求められます。交流の場についても、手洗い・手指消毒、こまめな換気、身体的 距離の確保、3 密の回避などに注意して、関係者一人ひとりが基本的な感染対策を実践し ていけるよう、情報提供など各種支援を継続する必要があります。
- ○地域包括ケアシステムを推進するため「地域ケア会議」の開催や生活支援体制の構築等 を進めていますが、地域の現状と課題に対する情報共有や意見交換の場を充実し、課題 解決に向けて取組を進める必要があります。

基本施策① 誰もが気軽に集える場づくり

地域におけるサロン等の居場所について、どのような方でも参加できる雰囲気やきっ かけづくりが必要であり、地域住民の交流の拠点として、地域での居場所の立ち上げ支 援や継続支援を行い、地域福祉に資する活動が活発になるよう努めます。

施策	内容
「鮎喰川コモン」の活用促進	◆「鮎喰川コモン」は子育て支援、放課後・休日の居
	場所づくり、環境づくりを種に、まちの人々の活動
	を支え、伴走していく施設です。
	◆施設利用者や学校関係者と運営について話す機会を
	持ち、幅広い世代がまちに愛着を感じながら、新し
	い活動が育っていくことを支援します。
通いの場(サロン活動)の充実	◆地域の住民が気軽に集うサロン活動を通じ、地域の
	住民同士が交流し、生きがいや健康づくりのための
	活動を行い、継続することで、活動に取り組むボラ
	ンティアもいきいきと元気に過ごせるよう取り組み
	ます。
認知症カフェの開催	◆認知症サポーターや認知症に興味、関心のある地域
	住民が主体となり、認知症の人やその人を支援する
	家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる認知
	症カフェの開催を支援します。

施策	内容
高齢者の介護予防活動の充実	◆介護予防の普及・拡大のために地域での自主的な活
	動が展開されるよう、活動を支える地域住民やボラ
	ンティアとの協働により、多くの高齢者に介護予防
	活動への参加を促します。
地域活動支援センターⅢ型へ の支援	◆障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的
	に、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や
	生産活動の機会の提供などを行います。
子どもの居場所づくり	◆共働き世帯の増加に伴う小学生の学童保育所や障が
	い児の発達支援を行う放課後等デイサービス等の居
	場所の充実に取り組みます。
子を持つ親の交流の居場所づ くり	◆保護者を対象とした各種教室や子ども・子育て支援
	事業等を通して、同年齢の子を持つ親同士の交流を
	促進し、地域における子育てを支援します。
地域自治を育む「場所」の実践的な検討	◆普段は別々に暮らしたり働いている人が、一緒にい
	ることのできる場づくりや、人々が何気なく立ち寄
	って、短い時間でも滞留できる気安い"場所"を開
	発することを継続的に試み実践していきます。

基本施策② 情報共有・意見交換の場づくり

地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現に向けて、地域福祉に関係する団体や関係者が顔の見える関係となり、地域住民の多様で複層的な悩みや困り事を各種会議や協議会等で把握・情報共有するとともに、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの機能強化や民生委員児童委員との連携を強化し、地域課題の解決に向けた取組を進めていきます。

施策	内容
地域ケア会議の開催	◆地域ケア個別会議等で個別ケースを検討する中から
	地域の課題を見出し、医療・介護・福祉・警察・消
	防・行政等それぞれの専門職が地域に必要な施策の
	立案、提言を行います。
	◆幅広い知識のある多職種から助言を得て、多職種が
	協働して個別ケースの支援内容を検討し、自立支援
	に資するケアマネジメントの充実と社会基盤の整備
	を図ります。
地域課題の把握と情報共有	◆各種会議や協議会等で、地域組織と行政や社会福祉
	協議会及び各関係機関によるネットワークを構築
	し、福祉に関する情報共有や連携の強化を図ります。

施策	内容
ネットワーク機能の強化	◆地域組織や民生委員児童委員協議会、老人クラブ連
	合会等への支援を行うとともに、地域における生活
	支援体制の整備にコーディネーターとして関わり、
	地域における福祉の中核機関としてネットワークの
	構築に努めます。
地域の居場所における情報共 有・意見交換の場	◆地域の居場所について、その活動を通して地域住民
	同士の情報共有や意見交換の機会となるよう努めま
	す。
多世代参加による交流の促進	◆趣味やスポーツ等における世代を超えた多様なサー
	クル・クラブ活動を支援するとともに、多世代が参
	加できる集いやイベントの開催を支援し、交流を促
	進します。

2-2 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

- ○高齢者に対する見守りや担い手の育成、関係団体や事業者との連携、日常の近所付き合いにおけるあいさつ等を通して、地域での見守り活動を活発にすることにより、安全・安心な地域づくりを進める必要があります。
- ○子ども、高齢者、障がい者への虐待、生活困窮、ひきこもりや孤立死など、地域で起こり うる様々な問題や、制度の狭間にある人が抱えている潜在的な問題については、地域の つながりの希薄化により、実態が見えにくくなっています。専門職、地域団体、事業者な ど、様々な主体による相互の連携を促し、課題の発生予防や課題の早期発見・早期対応 につなげる必要があります。
- ○何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援 する制度や仕組みであるセーフティネット機能を強化していく必要があります。

基本施策① 地域における見守りネットワークの強化

子ども、高齢者、障がい者への虐待、子どもの貧困といった家庭環境等に起因する問題や、自殺や孤立死など社会的孤立等に起因する問題が深刻化しており、身近な地域における見守りネットワークの充実が一層重要となっています。

今後も民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、事業者など、団体 や関係機関の連携を促進し、地域における見守り体制の構築を推進していきます。

施策	内容
	◆高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で活動的に、
	かつ尊厳あるその人らしい生活を継続していくため
 神山町高齢者等見守りネット	に、地域におけるさまざまな関係者が高齢者等を見
竹山町 同断	守り連携することで、認知症高齢者の早期対応、ひ
グークの設直	とり暮らし高齢者等の安否確認、消費者被害の拡大
	防止等につながるよう神山町高齢者等見守りネット
	ワークを設置しています。
	◆緊急通報装置整備事業により、高齢者の一人世帯を
	対象に光ファイバー回線の情報通信網を活用し、人
	感赤外線センサーにより一定時間人の動きを感知し
古松老の目立り、安不確認の	なかった時や、体調不良時に自ら緊急通報装置を操
高齢者の見守り・安否確認の推進	作した時に、コールセンターによる安否確認と見守
	り支援を行います。
	◆緊急通報装置整備事業利用者より緊急通報があった
	場合、事前登録した協力員が訪問し、安否確認を行
	います。

施策	内容
	◆地域福祉の推進と福祉に対する住民意識を高めるた
	めに、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要援護者
地域支え合い事業の充実	を対象に、民生委員児童委員を中心に、各種団体、
(社会福祉協議会)	ボランティア等との連携を図りながら、見守りを兼
	ねた安否確認を行い、地域助け合いのネットワーク
	が構築されるように活動します。

基本施策② 困難を抱える人への支援

住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援 を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、支援を必要とする人の状況や情 報を把握して、支援が行き届くように努めます。

施策	内容
地域におけるセーフティネッ	◆社会福祉協議会、 民生委員児童委員、地域包括支援
	センター等との連携により、高齢者、障がい者、子
ト機能の強化	ども・子育て家庭、生活困窮者等に関して、地域で
「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	の見守り体制や必要な支援の検討等、地域のセーフ
	ティネット機能の強化に努めます。
 障がい者やひとり親家庭への	◆就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり
支援体制の充実	親家庭等について、様々な制度や事業を活用して自
又版仲間の元天	立に向けた就労支援や経済的支援を行います。
	◆ひきこもり地域支援センター『きのぼり』等と連携
ひきこもりに対する支援	し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就
	労準備等社会参加に向けた支援を行います。
ヤングケアラーに対する支援	◆ヤングケアラーの認知度を高めるとともに、子ども
	の権利が奪われることなく、適切な養育を受け、健
	やかな成長と教育の機会が確保されるよう、スクー
	ルソーシャルワーカーを配置するなどして、各関係
	機関と連携し支援を行います。

2-3 防災対策の推進

- ○近年の度重なる集中豪雨、地震や台風等により、災害に向けた関心は高まっており、地域による支援体制の構築と、その前提となる日頃からの防災力の強化が求められています。
- ○災害発生時においては、「自分の命は自分で守る」という意識が大切であり、まずは自分 や家族の身の安全を守ることが優先されますが、そのうえで身近な住民が互いに支援し 合う仕組みが必要であり、その体制づくりが急務となっています。
- ○高齢化や核家族化に伴う世帯構造の変化に対応するため、助け合い・支え合いの視点から、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等、 配慮の必要な方への災害時の支援体制の強化を図る必要があります。

基本施策① 地域における自主防災活動の活性化

災害時は、自分や家族の安全確保をすることが最優先ですが、自分や家族の安全を確保したうえで、身近な住民が互いに支援し合う仕組みをつくっておくことが重要です。

公的支援が届くまでの近隣住民による助け合いの仕組みを、平常時から地域の中で確認し、一人ひとりがその仕組みを把握しておくことができるよう、地域の自主防災活動等の活性化に努めます。

施策	内容
	◆学校や地域において、防災・減災の取組事例や知識
	の紹介等による防災学習を推進します。
 防災意識の高揚	◆各家庭や各地区において水害・土砂災害・地震等を
例火忌畝の同物	想定し、安全な避難行動につなげるとともに、事前
	の話し合いを行うツールとして、ハザードマップを
	活用します。
	◆住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、
	避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、被害
	を最小限に止め、災害の拡大を防止できるよう、自
	主防災組織の結成促進及び育成を図ります。
自主防災組織の育成	◆防災に関する講演会や研修会の開催、パンフレット
	の作成等を通じて、広く住民に自主防災組織の活動
	の重要性や役割を啓発するなど、既存の自主防災組
	織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけ及
	び支援を積極的に行います。
	◆障がい者、高齢者等の災害時要配慮者や女性の参画
	の促進に努めます。

施策	内容
	◆地域の自主防災組織等による要配慮者支援のための
地域の防災体制の促進	避難誘導や救出、援護、避難所運営等をはじめとす
	る防災体制の充実を促進します。

基本施策② 避難行動要支援者支援体制の強化

要介護認定者や重度の障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援が必要です。災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進められるよう、平常時からの支援体制を強化します。

また、避難行動要支援者及びその支援方法について、近隣住民の理解をさらに深められるよう、引き続き地域団体関係者をはじめとした住民へ普及啓発を図ります。

施策	内容
災害時要配慮者の把握と情報の共有	◆集中豪雨や地震等の災害発生時における高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等、配慮を要する人の把握と情報共有について、民生委員児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の整理を進めるとともに、個人情報の取り扱いに留意しながら、いざというときに適切な対応が取れるように取り組みます。
福祉避難所の確保	◆避難所生活において介護・医療等の何らかの特別な 配慮を要する在宅の人を対象者とする「福祉避難所」 について、利用可能な施設の状況を把握し、協力を 得られる施設を福祉避難所に指定し、その確保に努 めます。

基本施策③ 災害時におけるボランティアの受け入れ体制の整備

災害による大きな被害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、 行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種のボランティア活動が必要となることが予測されます。このため、社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援します。

施策	内容
災害ボランティア活動の促進	◆本町において発生した災害が甚大であるときに、社
	会福祉協議会を中核機関として、ボランティアを受
	け入れるボランティアセンターの速やかな開設と運
	営に係る体制づくりに取り組みます 。

2-4 防犯・安全対策の推進

- ○高齢化の進行とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加しており、今後も増加が見込まれることから、振り込め詐欺等の高齢者を狙った犯罪を未然に防止する必要があります。
- ○近年、子どもが行方不明になる事件や登下校中の子どもたちが交通事故に巻き込まれる など、衝撃の強い事件・事故が相次いでいます。子どもを事件・事故から守るため、警 察、保育所、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の確保を図る必要があります。

基本施策(1) 高齢者の防犯・安全対策の推進

悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害を防止するため、高齢者や障がい者等への情報 提供を行います。また、神山町高齢者等見守りネットワークを活用し、消費者被害に関す るチラシの配布などを通して高齢者等への注意喚起を行います。

また、全国的に高齢者の交通事故が増えていることから、高齢者に対する交通安全意識の啓発を図ります。

施策	内容
	◆高齢者や障がい者等を対象に詐欺や消費者被害に関
	する情報を提供し、警察等、関係機関と連携しなが
消費者被害への対応	ら、被害を未然に防止できるよう取り組みます。
	◆神山町高齢者等見守りネットワークが構築されたこ
	とや、普及啓発や見守りステッカーの配布等により、
	事務局へ情報が集まる体制が構築されており、早期
	発見・対応ができています。
高齢者の交通安全の推進	◆老人クラブ連合会による交通安全キャンペーン等に
	参加し、交通安全意識の啓発を行います。
	◆反射タスキ等の配布を行い、夜間の歩行の安全確保
	と交通事故防止を図ります。

基本施策② 子どもの防犯・安全対策の推進

事故や犯罪の被害から子どもを守り、子育て家庭が安心して外出でき、子どもの笑い声でまち全体が包まれるよう、防犯・安全対策を推進します。

施策	内容
	◆子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯
犯罪等に関する情報提供	罪手口、不審者への対応等の情報についての、情報
	収集と提供を行います。
防犯パトロール	◆登下校時に、名西郡青少年育成センターが巡回を行
(青色防犯パトロール)	います。
	◆郡内(石井町・神山町)の保・小・中学校で、警察の
交通安全教室	指導により、参加・体験型の交通安全教育を行いま
	す。
登校時の交通安全立哨指導と	◆登校時に交通安全保護者の会、老人クラブ連合会に
巡回	よる巡回を行います。
	◆交通安全に果たす保護者の役割の重要性に鑑み、地
 交通安全保護者の会の設置	域における保護者の交通安全活動の強化充実を図る
	とともに、保護者の立場から交通安全に取り組み、
	交通事故のない平和なまちづくりを推進します。
 チャイルドシートの正しい使	◆チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、
用の徹底	使用効果や使用法についての普及啓発活動を行いま
	क े.
	◆学校指定の通学路の点検を行い、危険箇所の把握と
通学路の点検	交通安全施設、通学路街路灯の設置及び修繕、防犯
	灯等の整備を図ります。

基本目標3 安心して安全に暮らせる「仕組みづくり」

3-1 包括的な相談・支援体制の構築

- ○少子高齢化やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、若者・壮年の就労形態の変 化やライフスタイルの多様性に伴って、一人ひとりが抱える課題も多種多様で複雑化・ 複合化してきています。
- ○住民一人ひとりの悩みや困り事を関係機関と連携して受け止め、どのような相談内容で あっても適切な支援につなげるなど、縦割りでない横断的・包括的な支援が求められて います。

基本施策① 地域における相談窓口の充実

役場の各相談窓口をはじめ、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、子育て 世代包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員児童委員等における相談力の向上を 図ります。

施策	内容
心配ごと相談事業 (社会福祉協議会)	◆広く住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い、地域住民の福祉の充実を図ります。
こころの相談室 (社会福祉協議会)	◆「こころの相談室」を社会福祉協議会に設置し、社会福祉士・精神保健福祉士が専門的知識をもって適切な面談をすることにより、相談者の心理的不安の解消等を図り、心の健康の保持・増進を援助します。
高齢者の総合相談支援事業 (地域包括支援センター)	◆地域に住む高齢者の様々な相談を受け、関係機関へ の相談、各種制度の案内を行うことで、適切なサー ビスにつなげるとともに継続的に支援を行います。
認知症高齢者の相談支援 (地域包括支援センター)	 ◆地域包括支援センターに配置している「認知症初期 集中支援チーム」が、認知症相談の窓口として、認 知症の疑いのある早期の相談を受け付け、本人家族 等へのアプローチを行い、主治医がいない場合の認 知症サポート医への受診、専門医への受診など早期 受診の動機付け等の支援を行います。 ◆認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方とその 家族の相談を受け付け、地域の実情に応じた支援を 行います。

施策	内容
	◆在宅医療・介護連携に関する相談窓口を地域包括支
在宅医療・介護連携に関する	援センターに設置し広く周知を行い、入退院時など
相談支援	在宅での医療・介護が切れ目なく実施できるよう相
(地域包括支援センター)	談を受け付け、医療・介護サービス等の必要な支援
	にスムーズに結びつけられるよう支援を行います。
	◆障がいのある人やその保護者、介護者などからの相
	談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援
	助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
	◆同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある
障がい者の相談支援	人々が互いに支えあうピアサポート活動を支援しま
	す。
	◆発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であ
	り、同じ親の立場でよき相談相手となれるペアレン
	トメンターの育成を行います。
子育て世代包括支援センター 事業	◆妊娠期から子育て期の悩みや相談に応じ、必要なサ
	ービスの紹介などの情報提供を保健師等専門職が行
	い、家族全体の子育てを支援します。
地域子育て支援センター	◆子育て期の悩みや相談に応じ、支援が必要な場合は、
(鮎喰川コモン・ぱんだ組)	適切な機関につなぎます。

基本施策② 相談支援ネットワークの充実

行政による相談窓口をはじめ、住民による身近な相談の場や医療機関等の民間事業者 による相談窓口など、様々な相談の場が増えています。

住民の抱える課題が複雑化・複合化していく中、包括的な支援体制の構築が求められており、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮といった分野を超えて支える、多機関・多職種による相談支援ネットワークの充実を図ります。また、重層的支援体制整備事業の早期構築に努めます。

施策	内容
福祉課題の共有	◆福祉課題の共有と解決のため、庁内及び関係機関と
	の連携体制の確保に努めます。
相談窓口の連携強化	◆地域包括支援センター、子育て世代包括支援センタ
	ー、地域子育て支援センター、社会福祉協議会、移
	住交流支援センター等の相談窓口間の連携を強化し
	ます。

施策	内容
多機関協働の包括的な相談支 援体制の構築	◆複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える人・世
	帯について、関係機関との連携による包括的・継続
	的な支援を図ります。
	◆住宅関係や就労関係など福祉以外の各分野における
	関係機関との連携も強化します。
生活支援・介護予防サービス	◆生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズの
提供体制整備推進協議体(委	把握や整理、社会資源とのマッチング、既存のサー
託:一般社団法人神山つなぐ	ビスで対応できないものについては、新しいサービ
公社)	スの開発などに取り組みます。

基本施策③ 生活困窮者の自立支援の推進

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に 対応するため、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

施策	内容
	◆生活保護受給者や非正規雇用労働者等が増加してい
	る中、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活
	困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充
くらしサポートセンター神山	し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い
(生活困窮者自立支援事業:	ます。
社会福祉協議会)	◆経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかに関わ
	らず、包括的な支援の「入口」として、相談を受け
	付け、生活困窮の深刻化を予防するとともに、必要
	があれば適切な他機関へとつなぎます。

3-2 情報提供の充実

- ○暮らしの中で、地域の必要な情報を知っている、もしくは必要な情報の収集方法を知っているなど、困り事を解消することができる状態にあることは大切です。
- ○誰もが必要な情報を簡単に入手できるようにするためには、住民一人ひとりの状況に応 じた情報提供が必要です。

基本施策① 情報提供の充実

町広報誌やホームページ等を充実することにより、住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めるとともに、高齢者や障がい者に対してサービス事業者等と連携し、情報内容の充実や、年代、障がいの種別・程度等に応じた多様な媒体によるきめ細かな情報提供に努めます。

施策	内容
	◆行政の福祉関連窓口や町広報誌、ホームページ等で
	の情報発信について、高齢者や障がい者等の情報弱
	者になりやすい方にもできる限り配慮しながら充実
情報発信と啓発の推進	に努めます。
	◆国が実施する福祉に関する様々な啓発日・週間・月
	間等とも連動して活動することにより、住民に対し
	て福祉への意識や関心を高めます。
	◆社会福祉協議会や地域組織、民生委員児童委員、ボ
必要とされる方に届く情報提	ランティア団体、関係機関とも連携して、行政から
供体制づくり	の情報が必要とされている方に届く体制づくりに努
	めます。
	◆育児や介護への悩み、障がいや生活困窮に関する悩
相談窓口の情報提供	み等、世帯ごとの悩みや困り事は多様です。町広報
	誌やホームページ等での相談窓口の掲載をはじめ、
	福祉関連窓口や地域の事業所、公民館等でのポスタ
	ーの掲示等、住民が相談窓口の情報を得やすい環境
	づくりに努めます。

3-3 権利擁護体制の充実

- ○平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国は「成年後見制度の理念の尊重」、「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」、「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念に掲げ、家庭裁判所や関係者等との緊密な連携を図ることとしました。また、この法律では市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることが明示され、本町においても本計画に包含する形で「成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとしました。詳しい内容については「第5章 神山町成年後見制度利用促進基本計画」に記載することとします。
- ○高齢者、障がい者、子ども等をはじめ、全ての住民の人権が尊重され、その権利が侵害されないよう、虐待や暴力を排除するとともに、権利擁護を推進する必要があります。

基本施策① 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を 円滑に利用できるよう支援を行い、これらの方の権利を尊重して擁護することにより、 地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

施策	内容
子尔然目制库 页利用 <i>归</i> 米	◆権利擁護に関する知識の普及と啓発、成年後見町長
	申立等の利用支援、相談窓口の周知や制度が必要な
成年後見制度の利用促進 	方への利用支援、後見開始後の継続的支援等を通し
	て、成年後見制度の利用を促進します。
	◆法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携しながら、
	地域課題を検討・解決するための協議会を設置しま
	す。
地域連携ネットワークの構築	◆権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階
に向けた体制整備	からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上
	保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等
	の地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」
	の構築に取り組むため、中核機関を設置します。

基本施策② 虐待や暴力の防止

配偶者等に対する暴力や高齢者、障がい者、子ども等への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

施策	内容
虐待や暴力の防止に関する啓 発	◆高齢者、障がい者、子ども等への虐待防止に関する
	啓発や、DV、セクハラ等の防止に関する啓発を行
1	います。
早期発見・早期対応の充実	◆住民や地域組織、民生委員児童委員や各種団体、関
	係機関と連携して、見守りや情報共有による早期発
	見に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して
	早期対応に努めます。

3-4 自殺対策の推進〔神山町自殺対策計画〕

- ○日本は主要先進国 7 か国の中で自殺率が高く、自殺対策は精力的に取り組むべき課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校生活や就労状況など、生活様式が大きく変化し、多くの人が精神的、経済的な負担を抱える事態が見受けられます。近年、全国の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和 2 年は増加に転じています。
- ○自殺は様々な要因が複合的に連鎖し、自殺以外の選択肢が考えられなくなった末の追い 込まれた死だといわれます。そのため、様々な局面から「生きることの阻害要因」を減ら し、「生きることの促進要因」を増やしていくことが大切です。
- ○家庭や学校、職場、地域においては、身近な人が悩みを抱え苦しんでいるサインがみられるとき、そのサインに気づくことや、相談ごとを受け止めること、場合によっては専門的な支援につなげていくことが重要となっています。
- ○行政においては、自殺予防に関する正しい情報の周知や、関係機関間の密接な連携の促進、相談窓口の充実などが必要となっています。

基本施策() 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進するうえで、相談者を各種相談内容に応じた専門機関に確実につなげるため、地域におけるネットワークの強化を図ります。さらに、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組みます。

施策	内容
庁内会議の推進と自殺対策と の連携強化	◆地域ケア会議、障害者地域自立支援協議会、要保護 児童対策地域協議会等を推進し、自殺対策との連携 を強化します。

基本施策② 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる取組です。いち早く住民のSOSに気づき、相談機関につなげられる人材の育成に努めます。

施策	内容
ゲートキーパーの養成	◆ゲートキーパーは、保健・医療・福祉・教育・経済・
	労働など様々な分野や職種・立場において、自殺を
	考えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必
	要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担います。
	様々な分野の職員や関係者に自殺対策の視点を持っ
	てもらうため、研修の受講を推奨します。

基本施策③ 住民への啓発と周知

自殺を考えている人を適切な支援につなげるためには、住民が相談機関や相談窓口の存在を知っていることが重要です。行政としての住民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、住民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。

施策	内容
自殺予防啓発パンフレットの配布	◆自殺予防やこころの病気について正しい知識を普及し、自身を大切にすること、また身近な人たちに対し、自殺予防のための行動「きづき」「つなぎ」「見守り」ができることを目的とし、自殺予防啓発パンフレットを配布します。
町広報誌・ホームページによ る周知	◆町広報誌やホームページ等を活用し、自殺対策に対する正しい知識や相談窓口の情報等の普及啓発を行います。

基本施策④ 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときです。自殺リスクを低下させるため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きるための促進要因」を増やす取組を行います。

施策	内容
居場所づくりへの支援	◆サロン活動、認知症カフェ、地域活動支援センター
	事業、地域子育て支援拠点事業などの事業を実施し、
	孤立を防ぐための居場所づくりを支援します。
相談体制の充実	◆心配ごと相談事業、総合相談支援事業、子育て世代
	包括支援センター事業、障がい者等に対する総合・
	専門相談、心の健康相談など、各種相談事業におい
	て課題や悩みがあり自殺のリスクを抱える人への相
	談支援を行います。
SOSの出し方に関する教育の実施	◆児童・生徒が悩みや不安を抱えたときに、教職員等
	に相談したり助けを求めたりすることなどを指導す
	る「SOSの出し方に関する教育」を実施します。

基本施策⑤ 子ども・若者の自殺対策の推進

自分や自分以外の人のいのちを大切にすることで、自殺リスクを低下させることにつ ながっていきます。思春期の生徒が、いのちを尊重できる取組を行います。

施策	内容
いのちの学習の実施	◆中学生・高校生にいのちの大切さや自殺予防につい
	て正しい知識を啓発すること(講演会の実施など)
	により、自分や自分以外の人を大切にし、自殺予防
	につなげます。

3-5 更生支援の推進〔神山町再犯防止推進計画〕

- ○平成 28 年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。
- ○国や県、更生保護に関わる関係機関と連携しながら、地域社会で孤立することなく生活 することができるように、必要な支援が受けられる体制づくりが必要です。
- ○本町においても、本項目を再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく「神山町再犯防止推進計画」として位置づけ、以下の施策に取り組みます。

基本施策① 更生支援の推進

保護司会をはじめ関係機関と連携し、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、必要な支援が受けられるような環境づくりを進めます。

施策	内容
就労・住居の確保等	◆「徳島県再犯防止推進計画」に基づき、徳島県すだちくんハローワーク、法務省コレワーク四国等の活用など、さまざまな社会資源を活用して対象者に就労支援を行います。 ◆保護観察所や保護司会等の協力を得ながら、社会復
	帰がスムーズに果たせるよう、釈放後の生活環境の 調整を行います。 ◆社会福祉協議会くらしサポートセンター神山におい て、生活困窮者自立支援事業として、対象者の実情 を把握した上、必要に応じて就労準備・支援、住居 確保給付金の支給を行います。
保健医療・福祉サービスの利用の促進等	◆犯罪をした人で、高齢者や障がい者などの保健医療・福祉の支援を必要とする人には、地域での生活が可能となるよう、保護観察所や保護司会、更生保護女性会等と福祉関係機関との連携に努めて、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。 ◆高齢者の相談支援の中核機関となる地域包括支援センターや障がい者のための相談窓口としての名西郡基幹相談センターの協力を得て、的確かつ必要な支援につなげます。

施策	内容		
学校等と連携した修学支援の 実施等	◆名西地区保護司会は、「社会を明るくする運動標語」の募集や「弁論大会」、「学校、警察との対話集会」等を開催し、青少年の健全育成・非行防止に係る啓発に取り組んでいます。 ◆問題行動を有する者やその家族等からの相談について、「徳島法務少年支援センター(徳島少年鑑別所)」を活用する等して支援につなぎます。 ◆主任児童委員、民生委員児童委員をはじめ、地域の様々な関係機関及び団体が、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の見守りにより未然防止に向けた取組を行います。 ◆「心豊かでたくましく生きる青少年の育成」を目標として、健全育成、補導育成、教育相談を行います。		
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	 ◆毎年7月の「再犯防止啓発月間」や「社会を明るくする運動」強調月間を通じて、広報・啓発活動を実施し、犯罪や非行の防止と更生に向けた広報・啓発を推進します。 ◆地域の再犯防止に寄与している保護司を支援し、その役割や活動などについて周知に努めます。また、上述の「社会を明るくする運動」に多くのボランティア団体が参加できるよう、活動の周知を図ります。 ◆小中学校での人権教室や高齢者施設、各種地域イベント等での人権啓発を行い「人権が守られた社会」を築いていきます。 		

3-6 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

- ○多くの住民が利用する公共施設、道路、公共交通施設等について、全ての住民が円滑に 利用できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの理念に基づいて整備を進める 必要があります。
- ○住民が安心して暮らせる住環境の整備と、公共交通機関等移動手段の充実に努める必要 があります。

基本施策① 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

公共施設や歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、 高齢者・障がい者等の住環境の改善と移動手段の充実により、それぞれの地域で安心し て暮らし続けられるまちづくりを進めます。

施策	内容
バリアフリー化・ユニバーサ ルデザイン化の推進	◆公共施設や歩道等について、改修や新設を行う際は、 誰もが利用しやすい観点から、バリアフリー化・ユ ニバーサルデザイン化に努めます。
住まいの安全・安心対策の推 進	◆高齢者や障がい者等が住まいで安全に安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化等の支援を行います。
移動手段の充実	◆公共交通の充実により、住民の移動手段の確保を図 ります。

第5章 神山町成年後見制度利用促進基本計画

1

計画の概要

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に 支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、 共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段で あるにもかかわらず、十分に利用されていません。

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みとなっています。

(1) 神山町の概要

本町では高齢化率が52.5%で、高齢者のみの世帯、高齢者の一人世帯が増加しています。また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ(日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる)以上の人が331人(高齢者の12%)みられ、増加傾向にあります。さらに知的、精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題(7040・8050問題)」が課題となっています。

概要	人 数	備考
総人口	5,097人	R3.4.1 現在
世帯数	2,450戸	R3.4.1 現在
65 歳以上人口	2,676人	R3.4.1 現在
認知症者数	331 人	R3. 4. 1 現在
療育手帳所持者数	43 人	R3. 4. 1 現在
精神障害者保健福祉手帳所持者数	44 人	R3. 4. 1 現在
成年後見制度利用者数(専門職受任者数)	9人	R2.11.2 現在

(2) 町長申立てによる成年後見制度の利用者数(再掲:P18)

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	0	2	1	2	1	0
障がい者	0	0	0	0	0	0

※ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 (基本理念)

- 第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。
- 2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総 務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互 の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の 権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行わ れるものとする。

(3) 中核機関とは

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、一つの機関ですべての機能を満たさなければならないわけではありません。市町村計画では、この中核機関についての整備、運営方針について記述することになります。

2

基本的な考え方及び目標等

(1)基本的な考え方

本計画は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が成年後 見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することに より、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すものです。

(2) 本計画における取組目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

① 地域連携ネットワーク

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備・窓口の明確化
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

② 地域連携ネットワークの基本的仕組み

ア 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。

イ 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

③ 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核 となる機関が必要になるため、神山町地域包括支援センターに「成年後見支援センター」 を開設し、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円 滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役 割を担います。なお、法律・福祉等専門知識を要するメンバーについては、一部委託も 検討します。 ④ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等 地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる機能を整備します。

	・権利擁護支援の必要な	な人の発見・支援			
広報機能	・制度の広報・周知				
相談機能	・早期の段階からの相詞	炎・対応体制の整備			
		・親族後見人候補者の支援			
		・市民後見人等の支援			
	 受任者調整(マッチン	・受任者調整(専門職団体及び法人後見を行			
	グ)等の支援	える法人と連携するとともに、今後養成さ			
成年後見制度	り、寺の文版	れた市民後見人等の名簿を整備し、円滑に			
利用促進機能		人選を行う。)			
		・家庭裁判所との連携			
	担い手の育成・活動の	・法人後見を行える法人の養成			
	促進	・市民後見人の養成			
	日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行				
	・親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要				
	なケースについて、法的な権限を持つ後見人と本人に身近な親族・				
	福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守				
後見人支援機	り、本人の状況を把握し、適切に対応する体制の整備。専門的知見				
能	が必要であると判断された場合においては、法律・福祉の専門職が				
	本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意				
	思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるように				
	支援します。				
	・成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足、知識				
 不正防止効果	不足から生じるケースが多くなっているため、チームでの見守り体				
	制を整備し、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談を受				
	けられる体制を整備します。				

⑤ 中核機関の設置・運営形態

ア 設置の区域

中核機関の設置区域は、住民に身近な地域である町全体をひとつの区域とします。

イ 設置の主体

設置の主体については、中核機関が権利擁護に関する支援の業務ついて、町の有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから町が設置することとします。

ウ 運営の主体

中核機関が担う機能について、市町村長申立等をはじめとして、適切な運営が可能 となるよう、町による直営とし、神山町地域包括支援センターに「成年後見支援セン ター」を開設し、中核機関の機能を有する業務のうち、法律・福祉等の専門的知見及び 受任者調整等を一部委託します。

⑥ 成年後見市町村長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立の経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立の支援や費用等の利用助成を実施し、利用の支援を行います。

⑦ 成年後見制度利用者推計

(単位:人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者	9	10	11	12	13	13
後	専門職受任者	9	10	10	10	10	10
見	法人後見	0	0	0	1	2	2
人	親族後見	0	10	1	1	1	1

⑧ 後見人等業務に対する報酬助成の利用推計

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者	0	2	2	2	2	2

第6章 計画の推進について



協働による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、住民、地域組織、サービス事業者、関係機関・ 団体、社会福祉協議会と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、 総合的な視点から取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもとに協働体制による推進を目指します。

(1) 住民の役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、住民一人ひとりが福祉に対する 意識や認識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動やボランティア活動等に積極的 に参加すること、近隣と協力すること等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取 組を行うよう努めます。

(2) サービス事業者の役割

高齢者・障がい者・子ども等への各種福祉サービスの充実は、住民が本町に住み続ける ために必要不可欠です。町内のどの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよ う、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を使命の一つとする社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とと もに地域課題に取り組む組織です。社会福祉協議会は行政と連携する中で、ボランティア 活動、福祉意識の啓発、人材育成、相談事業等、地域の実情に応じたサービスの提供や支援 に取り組みます。

(4) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に 推進する「公助」としての責務があります。そのため、住民や社会福祉協議会、福祉サービ ス事業者、民生委員児童委員、地域組織、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図ると ともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域 特性に対応した施策を推進します。

2

計画の進行管理

(1)計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、社会福祉協議会や福祉サービス事業者、民生委員児童委員、住民、地域組織、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理を定期的に行うとともに、PDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

(2)計画の取組指標

本計画の理念である「みんなで支え合う 共生のまち」の実現に向け、本計画期間内に重点的に取り組む項目の指標をあげています。本計画の進行管理に活用し、毎年その変化を確認するとともに、新たな指標の検討も随時行っていきます。

基本目標	指標	現状	目標
	ボランティア登録者数	229 人	250人
	認知症サポーター養成講座受講者数	697人	800人
	認知症サポーター登録者数(延べ数)	697人	800人
1 地域に関心を持ち	高齢者生活支援サポーター養成講座受講	77 人	107人
行動できる「人づく	者数(延べ数)	11 人	
9]	単位老人クラブへの活動費補助件数	9 団体	10 団体
	シルバー人材センター登録者数	44 人	50人
	自殺対策ゲートキーパー研修受講者数	0人	10 人
	(延べ数)	0 入	10 人
2 見守り 支え合い	「通いの場」登録者数	243 人	270 人
つながる「地域づく	認知症カフェ設置数	1 力所	1 力所
り」	福祉避難所の協定数	2 力所	3 力所
	高齢者の総合相談支援事業における相談	58 件	100 件
3 安心して安全に暮	件数	20 IT	
3 女心して女宝に春 らせる「仕組みづく り」	地域ケア個別会議開催数	6 回	8 💷
	基幹相談支援センターにおける相談件数	250件	250件
	子育て世代包括支援センターにおける相	26 人	30人
	談件数(実人数)	20 八	

※目標値は5年後

神山町地域福祉計画

〈計画期間:令和4年度~令和8年度〉

発行日 令和4年3月

発 行 神山町

〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間 100 番地

https://www.town.kamiyama.lg.jp/

編集神山町役場健康福祉課

電話 088-676-1114 FAX 088-676-1100

E-mail: kenkoufukushi@kamiyama.i-tokushima.jp